

日独弁護士職業法シンポジウム

—弁護士の独立と利益相反の禁止—

“Japanisch-deutsches Berufsrechtsforum 2017”

2017年4月8日(土) 中央大学後楽園キャンパス

主催: 中央大学・日本比較法研究所

共催: 日本弁護士連合会・ケルン弁護士法研究所・ドイツ連邦弁護士会・ドイツ弁護士協会

<プログラム>

9.45-10.10 開会式

第1部 弁護士の独立性 司会: 森 勇(中央大学法科大学院教授)

- 10.00-10.30 **ドイツ職業法における独立性について**
Prof. Dr. Hanns Prütting (ケルン大学弁護士法研究所)
- 10.30-10.50 **ドイツにおける弁護士の独立性に関する現在問題**
Prof. Dr. Wolfgang Ewer (弁護士・ドイツ弁護士協会前会長)
- 10.50-11.10 **日本における弁護士の独立性について**
加藤 新太郎(中央大学法科大学院教授 元東京高裁裁判官)
- 11.30-12.15 **質疑応答・討論**

12.15-13.30 休 憩

第2部 弁護士による利益相反の禁止 司会: 佐瀬 正俊(弁護士)

- 13.30-14.00 **連邦弁護士法および弁護士職業法における利益相反の禁止について**
Prof. Dr. Martin Henssler (ケルン大学弁護士法研究所)
- 14.00-14.30 **弁護士の事業協同における利益相反について**
Prof. Dr. Matthias Kilian (ケルン大学弁護士法研究所)
- 14.30-15.00 **日本における利益相反の問題について**
柏木 俊彦(弁護士・元大宮法科大学院学長)

15.00-15:20 休 憩

- 15.20-15.40 **ドイツの実務における利益相反の諸問題**
RA Dr. Ulrich Wessels (ハム弁護士会会長・連邦弁護士会副会長)
- 15.40-16.00 **コメント** 坂本 恵三(東洋大学法科大学院教授)
- 16.00-17.00 **質疑応答・討論**

17.00-17.15 **総括** 森 勇(中央大学法科大学院教授)

17.15-17.30 閉会式